

霧島市条例第6号
令和元年6月19日

霧島市温泉使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市温泉使用条例の一部を改正する条例

霧島市温泉使用条例（平成17年霧島市条例第259号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	26,730 円	「	27,230 円
	40,090 円		40,840 円
	53,460 円		54,450 円
	80,190 円		81,680 円
	106,920 円		108,900 円
	133,650 円		136,130 円
	213,840 円		217,800 円
	267,300 円		272,250 円
	400,950 円		408,380 円
	534,600 円		544,500 円
	668,250 円		680,630 円
	801,900 円		816,750 円
	8,640 円		8,800 円
	12,960 円		13,200 円
	17,280 円		17,600 円
	25,920 円		26,400 円
	34,560 円		35,200 円
	43,200 円		44,000 円

」を

」に改める。

別表第3中「118円」を「121円」に、

6,480 円	6,600 円
8,640 円	8,800 円
12,960 円	13,200 円
17,280 円	17,600 円
6,480 円	6,600 円
8,640 円	8,800 円
12,960 円	13,200 円
17,280 円	17,600 円
25,920 円	26,400 円
34,560 円	35,200 円
43,200 円	44,000 円

」を 」に、

「7,910 円」を「8,060 円」に、「4,830 円」を「4,920 円」に、「420 円」を「430 円」に改める。

別表第4中「380 円」を「390 円」に、「490 円」を「500 円」に、「600 円」を「610 円」に、「1,840 円」を「1,870 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。